2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額から同条第 1 項第 5 号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第 2 条第 2 項に規定する指定都市算定総額から同条第 2 項第 5 号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号及び第 19 号に掲げる数の合算数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

d_5　札幌市にあつては 0.010 、その他の指定都市にあつては 0.000

E　次の算式によつて算定した額

算式

1,544 千円× e_1 ＋ 5,203 千円× e_2

算式の符号

e_1　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該指定都市の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数

e_2　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該指定都市の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数

18 17

［略］

市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.82）×（1／A）×（1／0.8231）×（1／B）

α／ 1.82 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／ 1.82）×（1／A）、（α／ 1.82）×（1 ／ A）×（1 ／ 0.8231）又は（α／ 1.82）×（1 ／ A）×（1 ／ 0.8231）×（1／B）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した数（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 28 年 4 月 1 日付総行市第 31 号）第 9 の規定に基づき、連携中枢拠点都市とみなされる二つの市にあつては、それぞれの市の人口によつて按分した数とする（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。）

算式

a × 0.131 ＋ 100,000

a × 0.131 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 a が 0 のときは 0 とする。

算式の符号

17 16

［同上］

市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.91）×（1／A）×（1／0.8309）×（1／B）

α／ 1.91 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／ 1.91）×（1／A）、（α／ 1.91）×（1 ／ A）×（1 ／ 0.8309）又は（α／ 1.91）×（1 ／ A）×（1 ／ 0.8309）×（1／B）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した数

算式

a × 0.131 ＋ 100,000

a × 0.131 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 a が 0 のときは 0 とする。

算式の符号